

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
秋季期間における夜型観光イベント企画運営委託業務仕様書

1 委託業務名

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
秋季期間における夜型観光イベント企画運営委託業務

2 業務の目的

サンポート高松地区の新たなシンボルとなる県立アリーナとその周辺空間を活かしたイベントの一つとして、サンポート高松のシーフロントプロムナードにおいて秋季期間における夜型観光イベントを開催することにより、夜型観光の推進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

- (1) 名 称 秋季期間における夜型観光イベント（仮称）
- (2) 開催日時 令和8年10月2日（金）から15日（木） 平日16時～21時、
土日祝11～21時
- (3) 開催場所 シーフロントプロムナード

5 業務内容

(1) 全体統括業務

①県内外から多くの観光客が来場し、県立アリーナとその周辺のにぎわい創出及び香川の夜型観光推進に寄与する本場ドイツのビアフェスのようなテーマやコンセプト等を設定し、業務の目的を達成するためにふさわしいコンテンツを企画・提案の上、本事業を統括すること。

(ア) 本場ドイツのビアフェスのような夜型観光イベントとして、全体コンセプト及びテーマを企画・提案するとともに、ロゴマークを作成し、イベント会場の雰囲気づくりに活用すること。

(イ) 誘客対象の設定およびその考え方を説明すること。

②会場レイアウト作成業務

(ア) 業務内容(2)～(8)の円滑な遂行に加え、来場者が滞留せず、スムーズに移動、飲食等ができる会場レイアウト図（看板・案内図等含む）を作成すること。

(イ) 出店者が飲食等の提供をスムーズかつ安全にできるようなレイアウトとすること。

(ウ) 企画するイベントの実施に必要な場所（ステージ等）や設備（音響等）は受託者が調達、設置するものとし、会場レイアウト図に記載すること。

(エ) 会場全体の設営にあたって、テント、出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）及

びその基本設備、その他現場での指示に伴う設備については、受託者が調達・設置するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

(2) 秋季期間における夜型観光イベント企画運営業務

① テントの設置

イベント会場の雰囲気及びテーマに合致するテントを設置する。なお、設置にあたっては建築確認等、必要な手続きを行うこと。

【テント仕様】

- ・ イベント会場に適したテントを複数設置し、合計で 400 平方メートル以上の屋根付きの空間を確保すること。
- ・ テント内には、イベント会場の雰囲気及びテーマに合致する装飾等を行うこと。
- ・ 会場内（テント内を含む）は、5（2）③で用意するテーブル及びベンチ（100セット程度）を組み合わせて 600 人程度が利用できるようなレイアウトとすること。
- ・ 暑さ・寒さ対策については、来場者及び出店者の安全・快適性に配慮し、必要な措置を講じるよう努めること。

② 出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）の設置業務（15 ブース以上）

(ア) 出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）の設置

会場内にイベント会場の雰囲気及びテーマに合致する装飾を行ったブース（ヒュッテ又はコンテナ等）を設置する。なお、設置にあたっては5（2）①のテントの設置とあわせて建築確認等、必要な手続きを行うこと。

【出店ブース内容】

- ・ 飲食ブース

※飲食ブースは、管轄保健所・消防署の指導の下、飲食提供が可能な仕様とすること。（火気厳禁、生食は提供不可）なお、飲食の提供にあたっては営業届出等、必要な手続きを行うこと。

- ・ 出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）には、イベントのテーマやコンセプトに合致し、賑わいと統一感を演出する看板を設置すること。なお、看板の設置にあたっては、視認性を確保の上、転倒や倒壊がしないよう安全性を確保するとともに、建築確認等の必要な手続きを行うこと。
- ・ 出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）における電源の使用については、受託者が発電機等を準備の上、各店舗はそこから給電を受けることを基本とする。給排水の利用については、会場敷地の近くに給水管及び排水管が通っていることや出店ブース（ヒュッテ又はコンテナ等）の利用状況等を勘案し、必要な措置を講じた上で対応すること。なお、委託者及び出店者の意向を踏まえ、必要に応じて設備配置等の追加・調整を行うこと。

(イ) 出店者調整業務

- ・ 出店者に対する連絡及び調整等を行うこと。

- ・ 出店者から出店料を徴収することは妨げないが、徴収した出店料は原則事業費に充てることとする。また、出店料収入の結果報告を事業終了後に行うこと。

(ウ) 販売内容の調整

- ・ 飲食の提供にあたっては、他地域の開催事例を参考にし、ビアフェスとして、全体コンセプトやテーマに合致するメニュー構成となるよう努めること。また、アルコールを飲まない来場者にも配慮し、ノンアルコール飲料等、幅広い来場者が楽しめるメニュー構成とすること。なお、イベントの雰囲気確保を前提とした上で、県内事業者の起用や、全体コンセプトやテーマに合致する県産飲食を提供するよう配慮すること。

(エ) 混雑対策

- ・ 飲食ブースの購入待ちの列を軽減し、繁忙時の混雑を軽減するための対策を行うこと。

③ テーブル及びベンチの設置・撤去業務

- ・ 会場内（テント内含む）に設置する 8 人掛けのテーブル及びベンチについては、全体コンセプトやテーマに合致するものとして 100 セット程度を用意し、会場内への設置及びイベント終了後の撤去を行うこと。
- ・ テーブル及びベンチのサイズは、以下を目安とし、8 人掛けとしての利用に支障がない同等の仕様を有するものとする。

【テーブル及びベンチ仕様】

テーブル：W2200 mm程度×D500 mm程度×H770mm 程度

ベンチ：W2200 mm程度×D250 mm程度×H480mm 程度

④ 入場ゲートの設置業務

会場内の適切な場所にイベント会場の雰囲気づくりに資する入場ゲートを設置する。なお、入場ゲートの設置に際しては、転倒など安全対策に留意すること。

⑤ フォトスポットオブジェ設置業務

会場内の適切な場所に、来場者がフォトスポットとして利用でき、イベント会場の雰囲気づくりに資するオブジェを設置すること。なお、オブジェの設置は、撮影者が写真を SNS 等に投稿した際に、閲覧者が開催地域を認識しやすい工夫があるものが望ましい。

⑥ 全体装飾（会場の照明等）業務

- (ア) 来場者に分かりやすいコンセプトとテーマを設定した照明等を会場全体に実施すること。
- (イ) 装飾にあたっては、会場付近の既存の装飾を活用し、調和のとれたものとする。

⑦オープニングセレモニー等運営業務

イベント開催初日に実施するオープニングセレモニー等に関する企画、運営を行うこと。

(ア) 開催初日にあわせて実施するオープニングセレモニー

(イ) 開催最終日にあわせて実施するクロージングセレモニー

⑧会場設営及び撤去業務

(ア) イベントが円滑に運営できるよう、会場設営及び撤去にかかる計画を作成し、その運営に当たること。

(イ) 出店者の搬入搬出や荷受け、配送が円滑に行えるよう計画を作成し、その運営に当たること。

【日程】 準備・設営日：9月14日（月）～10月1日（木）（予定）

撤去日：10月16日（金）～29日（木）（予定）

・上記の日程の中で、効率的な搬入搬出スケジュールを組むこと。

・設営及び撤去は、出店者の出店物の搬入搬出を含む。

(ウ) イベント運営に必要な給電設備については、受託者が発電機等を準備の上対応することとし、必要な給電環境を確保すること。給排水設備については、会場敷地の近くに給水管及び排水管が通っていることやイベント会場内の利用状況等を勘案し、必要な措置を講じた上で対応すること。

(エ) イベント終了後、設置したテント、ヒュッテ及び資機材等を撤去し原状復帰を行うこと。（芝生の復帰については、別途協議）

(3) イベントステージの設置及びステージイベント企画演出業務（音楽）

期間中、イベント会場の良好な空間づくりに適した演出が行えるよう会場内にイベントステージを設置するとともに、次の業務を行えるよう、必要な人数を配置すること。

①イベント会場の良好な空間づくりに適した音楽を伴う演出

・全体コンセプトやテーマに合致する踊りや音楽演奏の定時公演等

②照明、音響設備等業務に必要な機材等を調達すること。

(4) アリーナ屋根への光の演出

①県立アリーナの形状を活かす北側屋根へのライトアップやライティング等、光の演出を実施する。イベント会場の装飾と調和のとれたものとなるよう留意すること。

②業務に必要な機材等の調達は委託者の負担とする。また、各機材の保守管理（実施期間中の防犯及び盗難対策を含む。）を行うこと。

③機材等の設置にあたっては、各種関係機関との調整を行うこと。

(5) 衛生管理業務

① コンテナトイレの設置

来場者及び出店者が円滑かつ衛生的に利用できるよう、コンテナトイレの必要数を確保すること。なお、設置にあたっては、給排水及び給電等の必要な設備を含め、衛生面及び安全面に十分配慮すること。

② 清掃・ごみ処理

来場者が快適に過ごせるよう、会場内の衛生環境を維持するため、随時会場内の清掃を行うとともに、ゴミステーションの設置、分別回収、処分等について適切に対応すること。

③ 案内板の設置

来場者の利便性向上のため、コンテナトイレ及びゴミステーションへの案内板を設置し、当該案内板については、視認性を確保すること。

(6) 警備、安全管理業務

① 警備員の配置及び案内誘導等

開催場所において、次の業務を行うこと。なお、来場見込数は1日当たり平均5,000人程度とし、来場者に対応できる体制をとること。

(ア) 来場者の誘導をスムーズに行うとともに、県立アリーナ周辺の横断歩道や車の出入りのある箇所など、危険が想定される箇所に案内スタッフや警備員等の必要な人数を配置すること。

(イ) 周辺マンションや周辺道路への違法駐車防止並びに観覧者及び周辺住民への迷惑行為の防止、その他来場者の安全確保に努めること。また、道路通行車両の安全な通行に配慮しつつ、交通の妨げとならないよう留意すること。

(ウ) 災害発生時等緊急時の体制整備、対応マニュアルの作成及びスタッフへの事前講習等、円滑に運営できるよう準備を行うこと。また、機材トラブル等の不測の事態が発生した場合に備え、迅速に対応できる体制を整備すること。

(エ) 無線機、拡声器、誘導等及び警笛等必要な装備を用意すること。

(オ) 開催時間終了後から翌日にかけて、盗難や破壊がないよう夜間警備員等を配置すること。

② 荒天時対応

台風等の荒天が見込まれる場合は、来場者、出店者及び運営関係者の安全確保を最優先とし、開催可否の判断、避難誘導、設備の固定・養生、電源設備の安全管理等、必要な安全対策を講じること。

(7) 本部運営管理業務

イベントが円滑に運営できるよう、開催にかかる各種手続きやスタッフの配置計画等を作成し、運営管理を行うこと。

① 開催前

・官公署（市役所、保健所、消防署、警察署など）への各種申請手続き（建築確認申

請を含む。)を行うこと。

- ・円滑な運営ができるよう、事前に関係するスタッフ等への講習を実施すること。
- ・その他、必要に応じて委託者から指示があった手続き業務等を行うこと。

② 開催期間中

- ・開催期間中、落とし物、救護班、問合せ等に対応する本部を設置し、必要な人数を配置すること。
- ・来場者の安全確保や危機管理のため、次の計画等を作成し、その運営管理をすること。
A. 避難計画、B. 消防計画、C. 救護計画、D. 通信連絡体制、E. 荒天時対応計画
- ・傷害保険及び賠償保険に加入すること。
- ・受託者による会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

(8) 広報業務

- ① 県内外から多くの誘客を図るため、ウェブサイトやSNS、紙媒体等の広報手段やインフルエンサー等を効果的に組み合わせて情報発信を行うこと。なお、ウェブサイトの作成にあたっては、委託者が制作する特設ウェブサイトLP(香川の夜観光)と連携したものとすること。
- ② 委託者と協議の上、キャッチコピー、タイトルロゴ、メインビジュアル、各種広報で使用する広報用データを作成・提供すること。
- ③ 各種媒体で掲載された記事等について広報記録としてまとめ、イベント終了後に納品すること。

6 業務実施に伴う費用

業務実施に伴う費用は、原則受託者の負担とする。

7 会場設備等の貸与

受託者は、善良な管理者の注意をもって、会場設備等を使用するものとし、会場設備等の不具合を発見した場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

8 周辺事業者との連携

- (1) サンポート高松における回遊性の向上に寄与するため、周辺施設(シンボルタワー、あなぶきアリーナ香川、高松オルネ、高松中央商店街、ホテル)等との連携を図ること。
- (2) 協賛企業を掲載した看板を制作し、会場内の視認性の高い場所に設置すること。

9 協賛活動

委託者が実施する本事業への協賛募集に対し、協力すること。協賛企業の掲示、広報

内容については事前に委託者と協議した上で決定するものとする。

1 0 アンケート・事業報告書作成

- (1) 業務終了後に事業実施報告書（アンケート調査実績及び来場者数を含む）を作成し、提出すること。
- (2) 出店者を対象としたアンケートを実施し、売上金額の集計を行い、報告すること。
- (3) 来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。
 - ・アンケートの質問項目及び質問内容等について、委託者と協議の上作成し、紙媒体や電子媒体等の任意の方法によりアンケート調査を実施すること。
 - ・十分な回答数を確保するために、アンケート回答者に対してノベルティを配布するなど、効率的・効果的な方法で実施すること。
 - ・回答結果については、回答者属性ごとのクロス集計、傾向分析及び課題整理を行うこと。なお、分析結果は、事業効果の検証及び次回以降の改善提案に活用できるよう取りまとめること。
- (4) 会場内外の様子を映像及び静止画像として記録し、イベント終了後に納品すること。

1 1 業務実施上の留意点

- (1) 契約の締結
 - ア) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、業務内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
 - イ) 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。
- (2) 業務の進捗管理
 - ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上決定した期限までに委託者へ提出すること。
 - イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の履行に関する措置

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

イ) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、実行委員会、香川県、及び実行委員会が指定する者（以下、「実行委員会等」という。）に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会等に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。

ウ) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会等に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。ただし、実行委員会等が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、実行委員会等は事前に受託者に通告するものとする。

エ) 上記ア、イ、及びウの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

オ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(7) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(8) 法令の遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(9) 他事業との連携

別途指定する遊覧クルーズ運航業務等の受託者と十分に協議・連携のうえ業務を行うこと。

(10) 作業状況の報告

受託者は、委託者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

(11) 計画の変更

本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに委託者及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。

(12) その他

ア) 受託者は、本業務の実施にあたり、トラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

イ) 委託者が示した業務の仕様条件、及び受託者が応募時に提示した内容を達成できない場合は、委託料の減額ができるものとする。

ウ) 不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、委託者の判断に従うこと。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。